

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 都市公園法の規定による公募設置等指針【建設局公園緑地部緑政課】2
- 賃貸借契約に係る一般競争入札の公告【建築都市局住宅部住宅管理課】4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【技術監理局契約部契約課】7

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】22
- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】25

北九州市公告第72号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項に規定する公募設置等指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 公募設置等指針の名称
到津の森公園南側エントランス整備事業の公募設置等指針
- 2 公募対象公園施設の種類
便益施設（売店、飲食店、駐車場等）
- 3 公募対象公園施設の場所
 - (1) 位置 北九州市小倉北区上到津四丁目 中央公園
 - (2) 事業対象面積 約7,200平方メートル
 - (3) 便益施設建築可能面積 約700～800平方メートル
 - (4) 用途地域 第2種住居地域
 - (5) その他 市街化区域、都市計画公園区域、景観重点整備地区及び準防火地域
- 4 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期
令和3年10月
- 5 公募対象公園施設の使用料の額の最低額
 - (1) 売店及び飲食店 1平方メートル当たり 1月につき200円
 - (2) 駐車場等 1平方メートル当たり 1月につき100円
- 6 特定公園施設の建設に関する事項
 - (1) 特定公園施設の種類
園路及び広場、便所等の便益施設並びに門、管理事務所等の管理施設
 - (2) 特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法
整備費のうち、18,700万円を上限として、北九州市が費用を負担する。
- 7 利便増進施設の設置に関する事項
利便増進施設は、設置しない。
- 8 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項
都市公園が利用者にとって常に快適な空間となるよう、特定公園施設等周辺の園地における清掃、植栽管理等の都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置に関する提案を行うこと。

9 都市公園法第5条の5第1項の認定の有効期間
20年

10 設置等予定者を選定するための評価の基準

- (1) 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備計画の妥当性
- (2) 公募対象公園施設及び特定公園施設の運営計画の妥当性
- (3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の管理計画の妥当性
- (4) 収支計画の妥当性
- (5) 提案価額

11 この指針に定めるもののほか、公募の実施に関して必要な事項は、募集要項で定める。

北九州市公告第73号

一般競争入札により、北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 契約の名称 北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約
- (2) コインパーキングを設置する団地名 北九州市営住宅ときわ台団地、北九州市営住宅吉田団地及び北九州市営住宅本城西団地
- (3) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (4) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、翌年度以降も1年間単位での更新を可能とし、最長5年（令和8年3月31日まで）の継続使用ができる。
- (5) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) コインパーキング施設の設置及び運營業務（自らが管理及び運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有する者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅管理課

イ 日時 この公告の日から令和2年2月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 募集要項等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの送付を希望する場合は、北九州市建築都市局住宅部住宅管理課に問合せのこと。

(3) 入札説明会 実施しないものとする。

(4) 質問の方法 令和2年2月12日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年2月12日までに競争参加の申出書を北九州市建築都市局住宅部住宅管理課に提出しなければならない。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年2月24日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 入札日時 令和3年2月25日午前10時

イ 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

ウ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者が入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局住宅部住宅管理課

郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2556

ファックス 093-582-4021

北九州市公告第74号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（4月分） 18キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年4月1日から同月30日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 23キロリットル 令和3年3月頃

イ 32キロリットル 令和3年4月頃

ウ 52キロリットル 令和3年5月頃

エ 40キロリットル 令和3年6月頃

オ 28キロリットル 令和3年7月頃

カ 34キロリットル 令和3年8月頃

キ 30キロリットル 令和3年9月頃

ク 38キロリットル 令和3年10月頃

ケ 15キロリットル 令和3年11月頃

コ 41キロリットル 令和3年12月頃

サ 56キロリットル 令和4年1月頃

(6) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年2月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月24日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和3年2月26日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和3年2月26日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和3年3月8日から同月23日まで（日曜日等を除く。）の毎日午

前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和3年3月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和3年3月24日午後2時10分

6 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、契約を行わないことによる補償は、行わない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの

である。

- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

- (1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 18KL

- (2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., March 24, 2021

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., March 23, 2021

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第75号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・4月分） 2万5,500リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年4月1日から同月30日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 2万9,600リットル 令和3年3月頃

イ 2万8,000リットル 令和3年4月頃

ウ 3万500リットル 令和3年5月頃

エ 3万300リットル 令和3年6月頃

オ 2万4,300リットル 令和3年7月頃

カ 2万6,100リットル 令和3年8月頃

キ 2万6,100リットル 令和3年9月頃

ク 2万8,800リットル 令和3年10月頃

ケ 3万400リットル 令和3年11月頃

コ 3万1,000リットル 令和3年12月頃

サ 2万9,700リットル 令和4年1月頃

(6) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年2月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月24日まで（日曜日等を除く。）

) の毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和 3 年 2 月 26 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和 3 年 2 月 26 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 提出場所

第 1 号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和 3 年 3 月 8 日から同月 23 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで及び同月 24 日午前 9 時から午後 2 時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和3年3月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和3年3月24日午後2時10分

6 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、契約を行わないことによる補償は、行わない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 25,500L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., March 24, 2021

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., March 23, 2021

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第76号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 820万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和3年10月29日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 1,050万枚 令和3年5月頃

イ 1,075万枚 令和3年7月頃

(6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるもの

とする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が164万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年2月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月9日まで（日曜日等を除く。）
の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無

償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和3年2月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和3年2月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和3年2月25日から同年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月9日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和3年3月8日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和3年3月9日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 8,200,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., March 9, 2021

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., March 8, 2021

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第1号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第4の14の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

- (1) 教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。
- (3) 教育長が前2号に準ずると認める場合

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3の10の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員等が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

- (1) 会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

(2) 会計年度任用職員等及び当該会計年度任用職員等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員等以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。

(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の10の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

(1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

(2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。

(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別表第4の14の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別表第4の14の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

3 この規則の施行の日前において、第2条の規定による改正前の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

- 4 この規則の施行の日前において、第3条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和3年2月5日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表のサービスの休暇等の付与のその他の項及び欠勤の承認の項備考の欄第3項中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。